

## 第4章 保健医療施策の方向

### 第1節 保健医療施策の推進

#### 1. 健康危機管理対策

##### 目的

平時から健康危機事象の発生を未然に防止するとともに、健康危機事象の発生に対しては、被害拡大防止並びに被害者及び関係者の健康回復等の対策、事後評価、改善等の一連の対策を行う。

##### 目標

- 健康危機発生の未然防止と健康危機発生時に備えた準備を推進する。
- 健康危機発生時において、被害の拡大防止のための活動を行う。
- 健康危機による被害の早期回復及び評価を図る。
- リスクコミュニケーションによる住民等の理解促進を図る。

##### 現状及び課題

- ①地域保健法に基づく「地域保健対策の推進に関する基本的な指針」が改正（令和5年3月最終）され、広域的な感染症のまん延に備えた人材の活用（IHEAT、自治体間の職員の応援派遣）や人材育成のための取組、統括保健師等のマネジメントを担う保健師の配置、市町村や関係団体との連携強化、健康危機対処計画の策定が求められている。
- ②徳島県では、「徳島県健康危機管理マニュアル」等に基づき関係部局が連携した対応を行うこととしている。また、大規模災害発生時に適切かつ迅速に対応できるよう、平成23年度に設置した「災害時コーディネーター」を中心として、情報収集体制、他機関とも連携した保健衛生活動の全体調整等を行い、感染症等の危機事象の発生防止等、各市町村保健衛生活動への応援態勢を構築することとしている。
- ③保健所においても「南海トラフ巨大地震」等の大規模災害の発生に備え、管内の関係機関（警察機関、消防機関、医療機関、獣医療機関、市町村等）による「地域健康危機管理実務者会議」を開催し、健康危機事象発生時の連携体制のあり方の検討、「地域健康危機管理連携マニュアル」の周知、研修・訓練を行い、平時から顔の見える関係づくりに努めている。
- ④「食品」「飲料水」「廃棄物」「医療機関」「毒劇物」「医薬品・医療機器」等については、関係法令等に基づく監視・指導を行い、危機発生の未然防止に努めている。
- ⑤今後、健康危機管理に対する住民の理解を高めるため、地域住民や関係者とのリスクコミュニケーションの推進に努めることが求められている。

##### 取組及び対策

- ①健康危機対処計画に基づき、平時のうちから健康危機に備えた準備を計画的に進める。
- ②平時の対応及び監視業務等により「健康危機発生の未然防止」に努めるとともに、健康危機事象発生時には、各事象毎の個別計画・マニュアル等に従い、関係機関と連携し迅速かつ的確な対応を行う。
- ③健康危機発生に備えて平時から、関係機関との顔の見える関係づくりに努めるとともに、訓練、研修を通じて、それぞれの役割について相互理解を図る。また、「徳島県災害時保健衛生活動マニュアル」を活用し、市町村のみならず、地元や関係機関とも連携した訓練や研修実施等、あらゆる機会をとらえリスクコミュニケーションの向上により、有事に備える。
- ③災害発生に備えて、各分野の災害時コーディネーターを中心とした対応や体制整備、関係機関との連携について検討を行う。
- ④健康危機管理マニュアルのチェックリストにより評価し、危機管理体制の再検討及びマニュアルの評価等、今後の体制改善等のためにフィードバックする。

##### <数値目標>

指 標 名	直近値	目標（令和11年度末）
災害時訓練・研修の実施回数	年2回	→ 年2回以上

## 2. 健康づくり対策

### 目的

住民が健康づくりに関心を持ち、自ら健康づくりに取り組みやすい環境整備を進め、生活習慣病の発症を予防し、生涯にわたって健康で安心して暮らせる社会の実現を目指す。

### 目標

- 住民が健康づくりに関心を持ち、健康に関する知識を備えている。
- 住民自らが健康づくりに取り組むための情報提供や支援の環境が整っている。
- 健康づくりに関係する機関・団体との連携により、適切かつ効果的なサービスを提供できる。

### 現状及び課題

- ①地域住民が互いに支え合い、糖尿病をはじめとする生活習慣病対策に取り組むことができる地域づくりを推進するため、関係機関及び行政の連携体制を強化する必要がある。
- ②健康で安心して暮らしていくために、誰もが「保健医療サービス」や「健康等に関する情報」へのアクセスがしやすい環境づくりに更に取り組む必要がある。
- ③県民健康栄養調査結果において、「朝食の欠食率」や「野菜摂取量」「脂質・食塩相当量」等についての課題が明らかとなっており、引き続き関係機関・団体等と連携した啓発活動が必要である。

### 取組及び対策

- ①関係機関と連携しながら、住民一人ひとりが健康づくりに主体的に取り組むことができる地域づくりを推進する。
- ②野菜の適正量等の正しい食情報や健康づくり情報について、関係機関・団体等と連携しながら様々な機会をとらえて広く発信を行うとともに、適正体重を維持する人を増加させるため適切な生活習慣の定着に向けた啓発と環境整備を推進する。
- ③個人の健康づくりを支援するため、関係機関・団体・給食施設等の体制整備と食生活改善推進員等の人材育成に取り組む。
- ④県及び市町村の健康増進計画を普及啓発するとともに、地域・職域連携推進会議等を充実させ、地域・職域・関係機関の連携を図る。

### <数値目標>

指 標 名	直近値	目標(令和11年度末)
健康とくしま応援団登録数(管内)※1	605事業所	→ 増加
野菜の適正量を知っている人の割合(管内)※2 (参考値:副菜の適量を小鉢5つ以上と思う人の割合:成人)	27.5%	→ 50%
肥満者(BMI25以上)の割合(管内)※2 男性(20~60歳代)	37.8%	→ 28%
女性(40~60歳代)	20.6%	→ 19%
やせの者(BMI18.5未満)の割合(管内)※2 女性(20~30歳代)	18.2%	→ 減少
栄養指導をしている給食施設の割合(管内)※3	58.4%	→ 増加
栄養表示等をしている給食施設の割合(管内)※3	74.6%	→ 増加
食生活改善推進員(ヘルスマイト)数(管内)※4	187人	→ 増加

資料:※1 健康とくしま応援団登録台帳(令和4年度)

※2 県民健康栄養調査(令和4年)

※3 特定給食施設等栄養管理状況報告書(令和4年度)

※4 徳島保健所食生活改善推進協議会総会資料(令和5年度)

### 3. 自殺予防対策

#### 目 的

社会全体で一人ひとりのいのちを守る“生き心地のよい徳島”の実現を推進する。

#### 目 標

- 住民がこころの健康づくりに関心を持ち、「気づき」「見守り」「つなぐ」ことのできる地域づくりを推進する。
- 自殺未遂者等ハイリスク者に対する連携体制構築のため、関係機関との連携を推進する。
- 身近な相談者となる心のサポーター等、自殺予防に関わる人材を養成する。

#### 現状及び課題

- ①令和5年県警発表の県内の自殺者数は、前年と比較し11人増加の100人と増加している。年齢別では59歳以下の若年層や働き盛り世代の増加、性別では女性が前年と比較し15人増加の34人、無職者が9人増加の62人と、交際問題、経済・生活問題を抱える割合が高くなっている。
- ②自殺未遂を繰り返す方及び高齢者へのハイリスク者対策は急務となる。希死念慮及び自殺企図の要因は、多種で複雑に絡んでおり、多機関との連携支援が必須となっている。
- ③日常から、顔の見える関係を意識したケア会議の開催等、事例を通じて連携支援体制の充実に努める事が重要である。

#### 取組及び対策

- ①住民がこころの健康や自殺について正しい知識を持つように、広く住民の方に普及啓発を行う。
- ②管内救急医療機関や消防、生活保護担当者、精神保健福祉センター等の保健・医療・福祉・教育関係機関と連携し、自殺未遂者支援・連携体制構築推進に努める。
- ③保健・医療・福祉・教育等の関係職員を対象に援助技術及び対応方法等についてスキルアップを図れるよう研修会を実施する。

#### <数値目標>

指 標 名	直近値	目標（令和10年）
人口10万人あたり自殺率（県）	14.2	→ 減少

資料：厚生労働省自殺対策推進室(令和5年)

## 4. 母子保健対策

### 目 的

ライフステージに応じて、次世代を担う子どもが健やかに育つ体制づくりを推進する。

### 目 標

- 子どもが健やかに生まれ、育つ環境が整っている。
- 関係機関が連携して必要に応じたサービスの提供ができる。

### 現状及び課題

- ①管内の低出生体重児の出生率は、直近では、8.6%(389人：R2)、8.2%(357人：R3)となっており、低出生体重児出生の予防および出生後のフォロー体制の強化が必要である。
- ②育児不安を訴える親の増加や望まない妊娠、産後うつ等により虐待ハイリスクケースが課題となっており、虐待を未然防止するための養育支援が今後更に重要になる。また、虐待ケースに対して関係機関が連携し、速やかに子どもや親を支援していく必要がある。
- ③発達障がい児及び疾病等により長期にわたり療養や支援を必要とする子どもに対し、適切な療育、支援が得られるよう関係機関との連携及び相談・指導体制の整備が必要である。
- ④女性のライフサイクルには、各時期に女性特有の心身の健康問題があるため、相談体制の整備や知識の普及等を行うことが必要である。

### 取組及び対策

- ①母子保健サービスが適切に実施され、サービスの低下や地域格差が生じないよう、母子保健統計等の活用や、評価、課題抽出を行い、管内市町村の母子保健事業の推進と連携強化を図る。
- ②地域保健と学校保健の連携により、思春期の子どもたちに対し、男女問わずライフステージに応じた性や妊娠に関する正しい知識を普及し、プレコンセプションケアを推進する。
- ③養育支援が必要と思われる親子や、被虐待児に対しては、要保護児童対策地域協議会等の会議を通じて関係機関との連携を密にし、地域全体で支援していく体制を整える。
- ④心身障がい児や慢性疾患を有する子どもの療育、健康管理が実施できるよう、親の会等の支援を図る。
- ⑤不妊・不育症を含む女性のライフサイクルに応じた相談体制の充実を図る。また、管内市町村等の母子保健担当者等を対象にした研修を通じて、関係職員の資質の向上を図る。

### <数値目標>

指 標 名	直近値	目標（令和11年度末）
低出生体重児出生率（管内）※1	8.3% →	減少傾向へ
1歳6か月児健診受診率（管内）※2	96.2% →	100%へ近づける
3歳児健康診査受診率（管内）※2	94.2% →	100%へ近づける
妊婦喫煙率（管内）※2	1.8% →	0%

資料：※1 徳島県保健・衛生統計年報（令和3年）

※2 徳島県の母子保健統計（令和3年度）

## 5. 高齢者保健医療福祉対策

### 目 的

高齢者が年齢を重ねても、住み慣れた地域でいきいきと生活でき、地域を支える新たな担い手として生涯現役で活躍できる長寿社会の実現を目指す。

### 目 標

- 住民が生活習慣病のほかロコモティブシンドローム（運動器症候群）やフレイル（老化に伴う機能低下により健康障がいになりやすい状態）を理解し、予防行動がとれる。
- 高齢者が介護予防の重要性を理解し、市町村等が実施する介護予防事業に積極的に参加する。
- 個人の状況に応じた生きがいづくり事業への参加や社会参加ができる。
- 高齢者の骨折は、QOLの低下に繋がるため、骨粗鬆症の予防に努める。

### 現状及び課題

- ①管内の高齢化率（総人口に占める65歳以上の高齢者の割合）は、令和2年の国勢調査では31.7%で、県（34.2%）よりは低いものの、全国平均（26.6%）を上回っている。
- ②今後、介護を必要とする高齢者の増加が見込まれるのに加えて、単身又は夫婦だけで暮らす高齢者割合の増加が見込まれ、家族の介護機能の低下が進むと推測される。

### 取組及び対策

- ①地域福祉を推進するリーダーを養成することを目的としたシルバー大学校や介護予防リーダー研修等へ講師を派遣し、今後高齢化に伴い増加する疾患等の啓発と予防行動の実践を推進する人材の育成に努め、身体機能を維持し生活機能の自立した高齢者を増加させる。
- ②市町村の地域包括支援センター運営会議等高齢者保健福祉対策の会議に参加し、計画や評価に関与することで事業の円滑な実施の促進や地域の実情に応じた、地域包括ケアシステムの構築に寄与する。
- ③骨粗鬆症の予防や早期発見の必要性について啓発を図る。

## 6. 障がい者(児) 保健医療福祉対策

### 目 的

障がいの種別に関わらず、障がい者(児)が必要な支援を迅速かつ的確に受けることができる体制づくりを進め、障がいの有無に関わらず、すべての人が地域で安心して暮らせる社会の実現を目指す。

### 目 標

- 障がい者が、地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができる。
- 低出生体重児の出生要因の一つとなる喫煙や受動喫煙について正しい情報を提供し、たばこの胎児への影響を軽減する。
- 障がい者(児)におけるう歯や歯周病の発症及び進行を予防する。
- 医療的ケア児の健やかな成長を図り、安心して子どもを生み、育てる社会の実現に寄与する。

### 現状及び課題

- ①令和5年3月末現在、県の障がい者数は身体障がい者(児)(身体障害者手帳所持者)が31,827人、知的障がい者(児)(療育手帳所持者)が9,026人、精神障がい者(精神障害者保健福祉手帳所持者)が6,514人となっており、身体障がい者数は減少傾向に、知的障がい者及び精神障がい者数は増加傾向にある。
- ②発達障がい児は増加傾向にあるといわれ、3歳児健康診査等において適切な検査法を取り入れる市町村が増えており、今後も情報提供等を通して支援する必要がある
- ③喫煙率は全体として低下傾向にあるが、妊娠時においても禁煙できない場合があり、低出生体重児出生の一つの要因となっている。
- ④障がい者(児)は、口腔内のセルフケアの定着に配慮を要するため、家族や関係機関と連携したシームレスな介入が必要である。
- ⑤令和3年9月に「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」が施行となった。医療技術の進歩や医療福祉サービスの受け皿の整備に伴い、長期的に在宅ケアを要する医療的ケア児が増加している。医療的ケア児が心身の状況等に応じた適切な支援が受けられるようにすることが課題となっている。

### 取組及び対策

- ①障がいの早期発見・早期療育治療体制の充実を図るために、かかりつけ医と専門医の連携が図れるよう支援者を対象に研修会や会議を開催する。
- ②若い世代の女性や妊婦に対して、たばこが胎児に及ぼす影響について啓発するとともに、妊婦に対するたばこの煙の曝露を減らすため、禁煙支援、受動喫煙対策を強化する。
- ③3歳児健康診査等において発達障がい児の早期発見体制の充実を図るために、発達障がい児のスクリーニングを行うチェックリスト等の導入について支援する。
- ④障がい児通所支援事業所等と連携し、口腔内の正しいセルフケアについて啓発を図る。
- ⑤地域の医療的ケア児の支援に係る状況を把握し、関係機関と共有しながら、医療的ケア児等への支援を推進する。

### <数値目標>

指 標 名	直近値	目標 (令和11年度末)
関係者・支援者向け研修会等の開催回数	年1回	→ 年1回以上

## 7. 結核・感染症対策（新興感染症発生・まん延時に係るものを除く）

### 目 的

結核を含む感染症の発生とまん延を防止するため、啓発や知識の普及をはじめ、各種の予防対策を充実させ、住民一人一人の感染症予防と、良質かつ適切な医療の積み重ねにより、社会全体の感染症の予防を推進する。また、事前対応型行政の構築により平時から感染症の発生・拡大を防止する。

またその際、感染症患者等の人権に配慮しつつ、関係機関と連携した良質で適切な医療の提供を確保する。

### 目 標

- 住民一人一人が、新型コロナウイルス感染症への対応から得た教訓を踏まえ、感染症の予防に努めることができる。
- 感染症の患者や家族が、安心して療養生活を送ることができる。

### 現状及び課題

#### ①結核を含む感染症対策

- ・高齢者の結核が多く、死亡率が高い状況が続いており、早期発見、早期治療が重要であることから、住民及び社会福祉施設、医療機関に対して引き続き、結核や感染症に関する正しい知識の普及啓発が必要である。
- ・徳島県では糖尿病有病率が高く、高齢者の結核の再燃、抗結核薬に耐性を有する多剤耐性結核、外国人の感染、施設入所や医療機関入院中に見つかる場合があり、専門性の高い対応が求められている。
- ・接触者健診の対象者も高齢者が多く、利便性を図る必要がある。
- ・感染症法に基づく発生届の適切な受理や行政検査を適切に遂行する必要がある、専門性の高い知識や技術が必要である。

#### ②H I V・エイズ、梅毒、ウイルス性肝炎

- ・関係機関と連携し正しい知識の普及啓発を続けるとともに、HIV・梅毒検査及び肝炎ウイルス検査により早期発見、早期治療に繋がられるよう、県民が受検しやすい検査・相談体制（委託を含む）の整備を推進する。

#### ③感染症発生動向調査（サーベイランス）

- ・感染症に対する適切な対策を講じ、感染症の流行を防止するため、地域の感染症拡大状況の把握に努めている。新型コロナウイルス感染症への対応から得た教訓を踏まえ、集団発生時にも社会福祉施設や学校等からの報告が能率的にできる体制整備が必要である。

### 取組及び対策

- ①住民に対し結核・感染症に関する知識の普及啓発に努める。また、保健・医療・福祉関係者に対し、院内・施設内感染予防を推進する。
- ②感染症に関する相談・検査体制の充実を図る。
- ③感染症発生時には、感染症患者や家族等の人権を尊重した対応に努めつつ、関係機関と連携し、積極的疫学調査により感染源の探究に努め、感染拡大防止に努める。

### <数値目標>

指 標 名	直近値	目標（令和11年度末）
全結核罹患率（人口10万対 管内 暦年）	9.8	→ 10以下維持

資料：結核管理図(令和4年)

## 8. 難病対策

### 目 的

地域で生活する難病（小児慢性特定疾病含む、以下同じ）患者が安心して療養できる環境の整備、及び難病患者の生活の質（QOL）の向上を目指す。

### 目 標

- 難病患者が病気や療養方法について理解し、医療や福祉サービス等の情報を得ることができる。
- 難病患者の療養生活を支援する環境が整っている。

### 現状及び課題

- ①特定医療費（指定難病）及び小児慢性特定疾病医療費給付事業について、医療費の公費負担の対象が指定難病338疾患（R5.10.1時点）、小慢788疾患（R3.11.1）と拡大され、またマイナンバー導入等に伴い申請方法が変更された。様々な機会で見直し適正な利用に努めているが、今後も、難病患者地域支援対策推進事業と併せ、適時の情報提供が必要である。
- ②重症難病患者が在宅療養を継続するためには、在宅支援サービスの効果的な活用が必要であり、平時の在宅サービス提供や災害時の支援体制について、関係機関の連携強化が求められている。
- ③難病患者の支援に関する課題を共有し、地域の実情に応じた体制を整備するため、難病対策地域協議会を開催している。

### 取組及び対策

- ①保健・医療・福祉関係者に対し、制度及び事業活用の周知を図る。また、難病患者に対し申請時等の機会を利用した患者の状況把握と併せ、制度の確認及び相談を行う。
- ②要支援難病患者に対し、個々の実情に応じたきめ細やかな支援を行うため、在宅療養支援計画策定及び評価を目的とするケア会議での助言や、保健・医療・福祉関係機関のネットワークの構築に努める。  
また引き続き、難病対策地域協議会を開催し、難病患者の地域支援推進に向けた体制整備を行う。
- ③災害時の支援については、「徳島県災害時難病患者支援マニュアル」に基づき、災害時の地域支援体制を整備する。要援護者のうち、災害時の避難支援や安否確認のため、市町村や消防等への情報提供を希望する難病患者の各種支援台帳を整備し、市町村側に提供する。また市町村の努力義務となっている個別避難計画の作成においては、消防や福祉支援関係者と連携した災害訓練を共に実施するなど、地域支援体制の構築に向けたネットワークの強化を図る。
- ④「難病対策普及啓発月間」などの機会を活用した普及啓発を行い、難病患者・家族が住み慣れた地域で、尊厳や安心感を持って暮らせるように地域支援を推進する。

### <数値目標>

指 標 名	直近値	目標(令和11年度末)
在宅療養支援計画策定・評価件数	45件 (R4年度)	→ 継続



## 9. 臓器等移植対策・血液確保対策

### 目 的

白血病や重症再生不良性貧血等に対する有効な治療法として、骨髄移植及び末梢血幹細胞移植（以下「骨髄移植等」という。）を推進するため、骨髄バンク事業の普及、啓発を図る。  
医療に必要な輸血用血液を安定的に確保するため、献血推進についての普及啓発を行う。

### 目 標

- 骨髄移植等を希望する全ての方が移植治療を受けられるように、各種団体等の連携を図り、幅広い普及啓発を実施する。
- 献血血液（全血、成分献血）の目標量の確保を目指す。

### 現状及び課題

- ①長期的なドナー登録者数確保のためには、ドナー登録会実施回数の増加や若年層に対するより一層の普及啓発が必要である。
- ②本県の献血者事業は、近年、献血者数、献血率ともに、ほとんど横ばい傾向であるが、一方で全国の状況と同様に少子高齢化や若年層の著しい献血離れ等により、献血を取り巻く環境は年々厳しくなっている。今後、安定的に血液の確保をするためには、層年層への積極的な普及啓発が一層重要となる。
- ③医療に必要な血液製剤の安定供給が求められる中、輸血を受ける患者の安全性向上のため、より一層、成分献血及び400mL献血の推進を行うことが必要である。

### 取組及び対策

- ①市町村や事業所等、関係機関と連携し、特に若年層や働き盛り世代に対し、骨髄バンクの普及啓発を図るとともに、保健所窓口でのドナー登録受付に加え、献血バス等のドナー登録会場での登録を推進する。
- ②関係機関と連携し、若年層への献血思想の普及啓発を推進する。
- ③年間を通して献血者の安定確保を行うため、市町村、学校、事業所等関係機関と連携し、綿密な採血計画による献血を実施する。
- ④住民が移植医療に関する理解を深め、「意思表示カード」をはじめとする臓器提供の意思表示の推進を図るため、普及啓発に努める。

### <数値目標>

指 標 名	直近値	目標（令和11年度末）
献血血液目標量の確保 （管内：但し、移動採血、ルーム除く）	3,351.20	→ 増加

資料：徳島県の献血事業概要（令和4年度版）

## 10. アレルギー疾患対策

### 目 的

住民がアレルギー疾患に対して正しい情報を入手でき、適切な医療行動がとれるよう普及啓発を中心とした対策を推進する。

### 目 標

- 住民がアレルギー疾患について関心を持ち、理解している。
- 住民がアレルギー疾患の治療のできる医療機関について情報が得られる。

### 現状及び課題

- ①アレルギー疾患は、生活環境の複合的な要因により発症し重症化することがあり、生活に多大な影響を及ぼす恐れがある。
- ②気管支ぜんそく、アトピー性皮膚炎、アレルギー性鼻炎、アレルギー性結膜炎、花粉症、食物アレルギー等のアレルギー疾患は全国同様増加傾向にある。

### 取組及び対策

健康相談や健康教育の場をとらえ、アレルギー疾患について正しい知識の理解促進及び情報提供に努める。

## 11. 歯科保健対策

### 目 的

すべての人が自分の歯や口腔の健康に関心を持ち、生涯にわたり年齢に応じた必要な情報や支援を得て、口腔機能の維持、増進ができる体制づくりを推進する。

### 目 標

- 住民自らが適切な歯や口腔の健康づくりに取り組むことができる。
- 住民が歯や口腔の健康を守るための情報提供や支援の環境が整っている。
- 住民の歯や口腔の健康づくりに関係する機関の連携により、適切かつ効果的なサービスを提供できる。

### 現状及び課題

- ①【乳幼児・学齢期】徳島県の母子保健統計によると3歳児健康診査におけるう蝕のない者の割合は、全国平均より低く推移している（令和3年度：管内87.9% 全国89.8%）。また、12歳におけるう蝕のない者の割合も、全国平均を下回っており（令和3年度：県69.8% 全国74.2%）引き続き、う蝕予防の視点からの健全な生活習慣を身につけられる取組が必要である。
- ②【思春期】学校保健統計調査によると高校生における歯肉に炎症所見を有する者の割合は、全国平均より高く推移している（令和3年度：管内4.8% 全国4.1%）。思春期は成人期への移行期間であり、生活スタイルも乱れやすいことから、効果的な保健指導や普及啓発が必要である。
- ③【成人・高齢期】歯周病予防に関する情報提供はいまだ不十分であり、住民の多くが歯周病に罹患しながら気づかず放置している現状や、喫煙と歯周病との関係への認知度もまだ低い。徳島県歯科保健実態調査によると過去1年間に歯科健診を受診した人の割合が全国平均より低い（令和4年：県46.6% 全国48.0%）。また、糖尿病対策と連携した歯周病対策も必要であり、医科歯科連携による予防と治療の取組を進めていく必要がある。
- ④【障がい者(児)】支援者や関係機関が歯科保健の重要性の認識を深め、障がい者(児)が適切な予防や健診、治療が身近で受けられる支援体制づくりが必要である。

### 取組及び対策

- ①【乳幼児・学齢期】1歳6か月児及び3歳児歯科健康診査の受診とともに、発達段階に応じた適切な歯科保健指導を受ける機会の確保が図られるよう推進する。
- ②【思春期】学校歯科健診前後の歯科保健情報の提供や口腔保健に関する健康教育を通して、若い年代から自分の歯や口腔の健康に関心を持ち、歯周病やう蝕の早期発見、早期対応ができるよう、関係機関との連携の下に取り組む。
- ③【成人・高齢期】働き盛り世代の成人の歯と口腔の健康づくりや高齢者の口腔ケアを通して、口腔機能向上の推進を図るとともに、定期的な歯科健診の必要性やかかりつけ歯科医を持つことを啓発する。また、糖尿病対策とも連携し、医科歯科連携を推進する。
- ④【障がい者(児)】保護者及び支援機関に歯と口腔の健康を守ることの重要性を周知し、口腔清掃や口腔機能の向上のための方法について普及啓発を進める。

### <数値目標>

指 標 名	直近値	目標(令和11年度末)
3歳児でう蝕のない者の割合(管内) ※1	87.9%	→ 92%
高校生における歯肉に炎症所見を有する者の割合(県) ※2	5.4%	→ 2.5%
過去1年間に歯科健診を受診した人の割合(管内) ※3	46.6%	→ 60%
歯周病があると糖尿病が悪化することがあるのを知っている者の割合(管内) ※3	47.0%	→ 80%

資料：※1 徳島県の母子保健統計（令和3年度）

※2 学校保健統計調査（令和3年度）

※3 徳島県歯科保健実態調査（令和4年度）

## 12. 薬事衛生対策

### 目 的

医薬品・医療機器等による健康被害や毒物・劇物による危害の発生を防止、また、危険ドラッグ等をはじめとする有害な薬物の乱用を防止し、保健衛生の向上、住民の健康を守る。

### 目 標

- 住民が医薬品、毒物・劇物等の適正使用のために必要な情報を入手し、適切に使用することができる。
- 医薬品・医療機器等による健康被害や毒物・劇物による危害の発生を防止する。
- 薬物乱用をしない、住民意識を醸成する。
- 医薬品・医療機器、毒物・劇物等の販売業者は、自らの取り扱う製品の保管管理、利用者に対する情報提供を適切に行うことで、適正使用を推進する。

### 現状及び課題

- ①住民の健康に対する意識や関心の高まりと共に、医薬品の適正使用等に十分な情報提供が求められている。
- ②医薬品による健康被害や毒物・劇物による危害の発生を防止するため、行政が医薬品・毒物劇物等販売業者の監視指導を継続する必要がある。
- ③危険ドラッグについては、次々と新たな類似構造を持った薬物が流通しているため、住民への啓発活動を一層推進する必要がある。

### 取組及び対策

- ①関係機関と連携し、「薬と健康の週間」「出前講座」等において、医薬品等の適正使用に関する講習会を行う。
- ②医薬品・医療機器等販売業者及び毒物劇物販売業者の監視指導を通し、適切な情報提供・保管管理等について指導する。
- ③関係機関と連携し、小学校、中学校、高等学校等における薬物乱用防止教室の開催や大学祭・各種キャンペーン等地域に密着した啓発活動を実施する。

### <数値目標>

指 標 名	直近値	目標(令和11年度末)
薬物乱用防止啓発人数	25,054人 (令和4年度)	→ 増加

## 13. 生活衛生対策

### 目 的

住民及び事業者等に対して、生活環境に関する意識啓発を行うとともに、効率的な監視指導を実施し、住民が安心して暮らせる快適な生活環境を確保する。

### 目 標

- 安全で快適な生活環境をめざす。
- 住民が安心して利用できる生活衛生施設（理容所、美容所、クリーニング所、公衆浴場、興行場、特定建築物等）をめざす。
- 環境への負荷が少ないライフスタイルの浸透をめざす。
- 廃棄物の適正処理や水質汚濁を防止し安全・安心な生活環境の確保に努める。

### 現状及び課題

- ①生活衛生関係営業は、住民の日常生活に密着したサービスを提供する身近な存在として生活の質の向上に重要な役割を果たしている。一方で、小規模経営が多いこれら営業施設において適正な衛生水準を確保・維持するためには、営業者の更なる意識の向上を図るとともに、自主的な衛生管理体制の確立が求められている。
- ②不特定多数の人が利用する大型の特定建築物における衛生的環境の確保が必要であり、居住環境対策が求められている。
- ③浄化槽の維持管理及び法定検査等について住民の理解がすすむように、正しい知識の普及啓発を図る必要がある。
- ④廃棄物の適正処理、水質汚濁の防止や墓地埋葬法等の対応については、関係事業所との連携が必要である。

### 取組及び対策

- ①営業施設に対して、計画的・効率的な監視を実施し、また未許可・届施設に対しては遵法指導をすることにより、衛生水準の向上を図る。
- ②多数の者が使用し、又は利用する建築物の衛生的な環境を確保を図るため、該当施設を有する事業者等に対して、法令の遵守指導を行う。
- ③浄化槽の正しい管理が水環境の保全に深く関わっているということを関係機関と連携し、住民に周知し理解を得る。
- ④市町村等関係各機関との情報交換を密にして、廃棄物の不適正処理を未然に防ぐ。また、墓地施設に関する法令の周知と適法化に努める。

### <数値目標>

指 標 名	直近値	目標(令和11年度末)
浄化槽法定検査受検率(管内)	60.4%	→ 増加

資料：指定検査機関(徳島県環境技術センター)(令和4年度)

## 14. 食品乳肉衛生対策

### 目 的

徳島県食品衛生監視指導計画（以下「監視指導計画」という。）に基づき、食品等事業者への適切な監視指導を実施し、食品の安全性を確保するとともに、住民への食品衛生に関する知識の普及啓発を図ることにより、飲食に起因する衛生上の危害の発生を防止し、住民の健康の保護と安全で安心な食生活を確保する。

### 目 標

- 食品等事業者に対し、国際的な衛生管理手法であるHACCP（Hazard Analysis Critical Control Point）の導入を推進することにより、さらなる食品の安全性を確保する。
- 住民が食品の安全性に関する正しい知識を習得するとともに、食品の衛生的な取扱いができるよう、さまざまな機会を通じて情報提供を行う。
- 効率的、効果的な監視指導及び迅速な調査・検査が実施できるよう体制を整備する。

### 現状及び課題

- ①食中毒は毎年発生しており、さらに食に関する様々な問題が発生していることから、住民から多くの苦情、相談が寄せられるなど、食への関心は高い傾向が続いている。そのため、食品等事業者に対し、HACCPによる自主衛生管理の推進を図るとともに、衛生知識の普及・啓発を積極的に行っていく必要がある。
- ②住民への衛生知識の普及・啓発を行うため、講習会や保健所ホームページ等を活用するとともに、関係団体と協力し、消費者懇談会、1日食品衛生相談窓口等を実施している。今後も、食の安全・安心のため正しい知識の普及・啓発に努める必要がある。
- ③監視指導計画に基づく食品等事業者への監視指導は、コロナ禍の期間を除きほぼ計画どおりに実施できている。引き続き、計画的な監視指導に取り組むとともに、監視指導内容の充実に努める必要がある。

### 取組及び対策

- ①食品等事業者に対し、HACCPによる自主衛生管理の導入を図るための助言・指導を行う。
- ②住民が食品の衛生的な取扱いができるよう、衛生講習会や保健所ホームページ等の活用により正しい知識の普及・啓発を行うとともに、食品の安全等に係るリスクコミュニケーションを進める。
- ③監視指導計画に基づき、年間を通して計画的・効率的な監視指導を実施する。また、住民からの苦情等に対しては検査を含め迅速・的確に対応する。
- ④食品等事業者へのHACCPの推進を図るため、適切な助言・指導ができるよう、研修会等へ積極的に参加することにより食品衛生監視員の資質向上を図る。

### <数値目標>

指 標 名	直近値	目標（令和11年度末）
監視指導計画の達成率（管内）	69.4%	→ 100%

資料：徳島県食品衛生監視指導計画(令和4年度)

## 15. 動物由来感染症対策

### 目 的

住民が動物由来感染症について正しく理解するとともに、動物を適正に飼養するために必要な知識を持ち、人と動物がともに暮らせる徳島づくりを達成する。

### 目 標

- 住民が動物由来感染症に関する正しい知識を持って、感染症を予防できる。
- 関係機関が連携して動物由来感染症を予防するための体制が充実している。

### 現状及び課題

- ①一部住民の動物由来感染症に対する知識不足等から、感染症発生時に動物の遺棄や風評被害が発生しており、より一層の危機管理対策が必要である。
- ②関係機関がより一層連携し、動物由来感染症対策のための体制を整備することが必要である。

### 取組及び対策

- ①動物由来感染症対策の取り組みとして、ワンヘルス実践社会の実現に向け、医師・獣医師・行政・環境分野の専門家が協議を行い、徳島県における動物由来感染症の予防体制の整備を図る。
- ②動物愛護管理センター等関係機関の連携の下に住民に対しての動物由来感染症に関して正しい知識の普及・啓発を行う。

### <数値目標>

指 標 名	直近値	目標(令和11年度末)
動物由来感染症研修会等の開催又は参加回数	年1回 (R5年度)	→ 年1回以上